

個人  
向け



国

大分県

宇佐市

## の主な支援策のご案内

経済的な支援情報



※12月1日現在の情報です。支援情報の詳細や最新情報等は宇佐市ホームページ「新型コロナウイルス総合情報」をご覧ください。

問い合わせ先

給付へもらえる	ひとり親世帯の方々のために	<b>ひとり親世帯臨時特別給付金</b> ①基本給付 【対象】 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方 【給付額】 1世帯 <b>5万円</b> (第2子以降1人につき <b>3万円</b> ) ②追加給付 【対象】 家計が急変し、収入が大きく減少している方 【給付額】 1世帯 <b>5万円</b>	国	ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター ☎0120-400-903  (市)福祉保健部 子育て支援課子育て支援係 ☎27-8143	
	子育て世帯を応援するために	<b>すくすく子育て応援券事業</b> <b>市独自</b> 【対象】 ①平成14年4月2日以降に生まれ、基準日(令和2年7月31日)時点で宇佐市に住民票がある方 ②令和2年8月1日から同年12月31日の間に出生し、出生時に宇佐市に住民票がある方(その他要件有) 【内容】 「すくすく子育て応援券(市内店舗等で利用できる商品券)」(1人あたり <b>3万円</b> 分)を給付	市	(市)福祉保健部 子育て支援課 子育て支援係 ☎27-8143	
	働く保護者を継続的に支えてきた保育士等の方々のために	<b>保育施設等従事者応援事業</b> <b>市独自</b> 【対象】 市内の私立認可保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、病児病後児保育施設に勤務する方 【内容】 保育士等へのために、「応援券(市内店舗等で利用できる商品券)」(1人あたり <b>5万円</b> 分)を給付	市	(市)福祉保健部 子育て支援課 保育支援係 ☎27-8144	
	医療従事者や福祉施設職員の方々のために	<b>医療・介護等従事者慰労金</b> <b>終了</b> ①都道府県から役割を設定された医療機関等 感染症患者の診療等を行った場合 → 1人あたり <b>20万円</b> 上記以外の場合 → 1人あたり <b>10万円</b> ②その他の医療機関、訪問看護ステーション、助産所 → 1人あたり <b>5万円</b> ③高齢者・障害者福祉施設 濃厚接触者等に対応した場合 → 1人あたり <b>20万円</b> 上記以外の場合 → 1人あたり <b>5万円</b>	県	[医療従事者] 大分県医療政策課 ☎097-506-2658  [高齢者福祉施設職員] 大分県高齢者福祉課 ☎097-506-2685  [障害者福祉施設職員] 大分県障害福祉課 ☎097-506-2745	
	休業手当の支給を受けられなかった場合	<b>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</b> <b>期間延長</b> 【対象】 令和2年4月から12月までの間に、事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者の方 【支給額】 休業前賃金の <b>80%</b> (日額上限 <b>11,000円</b> )を、休業実績に応じて支給	国	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276	
	離職、休業による収入減で住居を失うおそれがある場合	<b>住居確保給付金(家賃)</b> 【対象】 離職・廃業から2年以内又は休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方(収入要件、資産要件など一定の要件有) 【上限額】 1人世帯34,600円以内 2人世帯37,000円以内 3人世帯40,000円以内 4人世帯43,000円以内 5~6人世帯45,000円以内 【期間】 原則3カ月(最長9カ月)	国	宇佐市社会福祉協議会 ☎33-0725	
	アルバイト収入減で学業継続が厳しい場合	<b>学生支援緊急給付金</b> 【対象】 大学・短大・高専・専門学校等の学生(要件有) 【給付額】 住民税非課税世帯: <b>20万円</b> 左記以外: <b>10万円</b>	国	各大学等の学生課等の窓口	
	療養のため仕事を休み、給与等がもらえない場合	<b>傷病手当金</b> 【対象】 新型コロナウイルスに感染又は感染が疑われることにより仕事を休み給与等の支払いが受けられない方(その他要件有) 【支給額】 1日当たりの支給額=(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷労務に服した日数×(2/3))×支給対象となる日数	国	[国保・後期高齢者医療の方] (市)福祉保健部 健康課 国保・高齢者医療係 ☎27-8135/27-8136  [上記以外の保険の方] ご加入の健康保険の保険者にご確認ください	
	貸付へかりる	収入が減って家計の維持が難しい場合	<b>緊急小口資金</b> 【貸付上限】 <b>20万円</b> 以内 【据置期間】 1年以内 【償還期間】 2年以内	国	宇佐市社会福祉協議会 ☎33-0725
			<b>総合支援資金(生活支援費)</b> 【貸付上限】 単身世帯:月 <b>15万円</b> 以内、2人以上の世帯:月 <b>20万円</b> 以内 【貸付期間】 原則3カ月以内【据置期間】 1年以内【償還期間】 10年以内	国	
猶予(支払延長)	市営住宅家賃が支払えない場合	<b>市営住宅家賃の減免</b> <b>市独自</b> 申請により、家賃の減免や徴収を猶予	市	(市)建設水道部 建築住宅課住宅係 ☎27-8184	
	市税などの納税が難しい場合	<b>個人市民税・固定資産税などの徴収猶予・換価の猶予</b> 申請により、1年以内の期間に限り徴収の猶予・換価の猶予	国	(市)市民生活部 税務課納税係 ☎27-8130	

◎支援情報は他にも各種あります。国や大分県等の情報もご確認ください。